

令和5年度 第23回子育てサポーター養成講座の受講生を募集します

皆さんが持っている子育てに関する知識と技量を、さらに高める研修講座を開催します。

この研修を受講した方は、子育てサロンスタッフや行田市ファミリー・サポート・センターの会員として子育てをサポートするなど、地域で活躍しています。「子育てサポーターとして、子育て中の皆さんを応援したい」という方は、ぜひご応募ください。

日 時	内 容	講 師
5月23日(火) 午前10時～11時45分	・開講式 ・開講記念講演「地域ボランティアの役割」	清水隆さん (埼玉県家庭教育振興協議会理事)
5月30日(火) 午前10時～11時30分	・講義「児童虐待について～関わり方～」	熊谷児童相談所職員
6月6日(火) 午前10時～11時30分	・講義「発達障害について」	増田秀明さん (元小学校教諭、現「ステップ教室」講師)
6月13日(火) 午前10時～11時30分	・講義「子どもの遊び、リズム遊び」	三橋さゆりさん (埼玉大学教育学部准教授、声楽家)
6月20日(火) 午前10時～11時30分	・講義・実技「こどもの救急対応」	消防署職員
6月27日(火) 午前10時～正午	・講義「乳幼児期の成長発達」 ・交流会、閉講式	健康づくり課職員

- ▶場 所 総合福祉会館「やすらぎの里」第3研修室
- ▶対 象 子育てサポーター・子育てサロンスタッフとしての基礎知識を学び、広く地域社会で貢献したいと願う子ども好きな方
- ▶募集人数 50人(再受講可) ※先着順
- ▶受講料 無料
- ▶持ち物 マスク着用、筆記用具
- ▶主催 行田市教育委員会、行田市社会福祉協議会、NPO法人子育てネット行田
- ▶共催 埼玉県家庭教育振興協議会
- ▶その他
 - ・4回出席した方を修了者として認定します。
 - ・新型コロナウイルスの感染状況により、内容などが変更になる場合があります。
- ▶申し込み 生涯学習スポーツ課、行田市社会福祉協議会、NPO法人子育てネット行田事務局で配布している所定の申込書に必要事項を記入の上、4月10日(月)～5月9日(火)に持参、郵送、FAXのいずれかの方法により申し込みください。
 - ・行田市社会福祉協議会
【持参・郵送】〒361-0002 行田市酒巻1737-1
【FAX】557-5411
 - ・生涯学習スポーツ課
【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20
【FAX】556-0770
 - ・NPO法人子育てネット行田事務局
【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間1-13-1
【FAX】556-7765
- ▶問い合わせ 同協議会 ☎557-5400、同課社会教育グループ ☎556-8319、同事務局 ☎556-7765



ひとり親家庭の資格取得や受講に係る費用を補助します

市では、ひとり親家庭の経済的な自立や生活の安定を支援する事業を行っています。給付を受けるためには、子ども未来課で事前相談が必要です。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

- 就職に結び付く可能性がある資格の受講費用の一部を支給します。
- ▶対 象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父
 - ▶対象講座
 - ・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座
 - ・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定教育訓練講座(専門資格取得を目指すものに限る)
 ※詳細は厚生労働省ホームページ(https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza)をご覧ください。
 - ▶支給額
 - ①一般教育訓練に係る指定教育訓練講座を受講する場合
受講費用の60パーセント相当額(上限20万円、受講費用の60パーセント相当額が12,000円を超えない場合は対象外)
 - ②専門実践教育訓練に係る指定教育訓練講座を受講する場合
受講費用の60パーセント相当額(上限は修学年数に20万円を乗じて得た額とし、80万円を限度とする)
 - ③雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる方
受講費用の60パーセント相当額から教育訓練給付金の額を差し引いた額



母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業

- 専門学校などの養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を支援します。
- ▶対 象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父
 - ▶対象資格 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など
 - ▶支給額
 - ・市町村民税非課税世帯…月額100,000円
 - ・市町村民税課税世帯…月額70,500円
 ※養成機関修了後、「入学支援修了一時金」として市町村民税非課税世帯には50,000円、市町村民税課税世帯には25,000円支給



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座(通信講座を含む)を受け、修了したときおよび合格したときに受講費用の一部を支給します。
- ▶対 象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父およびその子ども
 - ▶対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)
 - ▶支給額 受講費用の60パーセント相当額(上限15万円)
 - ・受講修了時給付金：受講費用の20パーセント(上限10万円)
 - ・合格時給付金：受講費用の40パーセント(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)
 - ▶問い合わせ 同課手当・給付グループ(内線292)



ひとり親家庭等児童養育手当の申請はお済みですか

市では、義務教育就学中のお子さんを養育しているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わって養育している方に対して、行田市ひとり親家庭等児童養育手当を支給しています。手当を受けるためには子ども未来課で申請が必要です。

- ▶対 象 本市に住民登録している方で、次のいずれかに該当する義務教育就学中のお子さんと同居し、監護している保護者
 - (1)父または母、もしくは父母の双方が死亡したお子さん
 - (2)父母が婚姻(事実婚を含む)を解消したお子さん
 - (3)母が婚姻によらずに出産したお子さん
- ▶支給時期 7月、11月、3月(4カ月分まとめて支給)
- ▶対象外
 - ・生活保護を受給している世帯
 - ・保護者の令和4年度(8月から翌3月までの手当については令和5年度)の市民税所得割が課税されている
- ▶留意事項
 - ・手当は申請をした月から対象となります。
 - ・既に手当を受給している方でも、令和5年4月に小学1年生になるお子さんがいる場合は、増額の申請が必要となります。
- ▶問い合わせ 同課手当・給付グループ(内線292)
- ▶支給額
 - 【(1)の場合】 お子さん1人につき月額6,000円
 - 【(2)または(3)の場合】 お子さん1人につき月額3,000円